

会 費 規 定

第9章 会費規定

（目 的）

第1条 この規定は、会則第6条に基づき、本会の会費について定めることを目的とする。

（会 費）

第2条 本会の会員は毎年1回、会費規定第5条に定める年会費を納めるものとする。

2 会費の支払基準年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、初年度は設立から翌年3月31日迄とする。

（臨時会費）

第3条 臨時に資金を必要とするときは、総会の議決を得て、会員から臨時会費を徴収することができる。

（会費の返還）

第4条 既納の会費は返還しない。

（会費基準）

第5条 本会の年会費を次の通りとする。

（1）正会員（法人会員 / 1口以上）	1口	100,000円
（2）正会員（個人会員 / 1口以上）	1口	10,000円
（3）支援会員（法人等 / 1口以上）	1口	50,000円

2 アドバイザー、学識経験者およびこれに準ずる者で、理事会により承認を得た場合には会費の納入を要しない場合がある。

（実施細則）

第6条 この規定の実施に必要な細則は、会長が総会の決議を得て別に定める。

附 則

1 この規定は、平成15年6月20日から施行する。

2 本会の最初の事業年度（平成15年6月20日から平成16年3月31日迄）の

会費は、第5条の規定にかかわらず、次の通りとする。

- | | | |
|----------------------|----|---------|
| (1) 正会員（法人会員 / 1口以上） | 1口 | 50,000円 |
| (2) 正会員（個人会員 / 1口以上） | 1口 | 10,000円 |
| (3) 支援会員（法人等 / 1口以上） | 1口 | 50,000円 |

ただし、正会員のうち、行政機関および公益法人につき、理事会の承認を得た場合には、初年度の年会費を免除することができる。